

広報

吉野川北岸農業用水

No.68 (3/2024)



みどり
水土里ネット

吉野川北岸

水と土と人をつ結び地域を守る

発行/吉野川北岸土地改良区

TEL 0883-35-5270

FAX 0883-35-5275

ホームページ <http://yoshihoku.jp/>



赤紫に光り輝くもちトウモロコシ（三好市三野町）

主な内容

🍀 理事長挨拶	2
🍀 第52回通常総代会開催/新役員・新総代紹介/令和5年度総代視察研修	3
🍀 令和4年度決算	4
🍀 令和6年度予算/令和5年度国営吉野川北岸二期土地改良事業要望活動	5
🍀 令和5年度吉野川北岸用水の配水管理について	6
🍀 吉野川北岸用水施設の地震に対する備えについて	6
🍀 国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施状況について	7
🍀 事務局からのお知らせ	7
🍀 よくあるご質問	9
🍀 池の生き物を調べよう！in宮川内調整池	10
🍀 水土里探訪譚 ～三好市三野町 篠原農園にて～	11
🍀 その他お知らせ	12



理事長挨拶

吉野川北岸土地改良区

理事長 寺井 正 邇

春暖の候となってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、組合員の皆様並びに関係機関の方々には、当土地改良区の運営に対し格段のご協力とご指導を賜っていることにつきまして心より厚くお礼を申し上げます。

令和5年度の「配水管理」は、4月上旬まで早明浦ダムの貯水率が低下し、第一次取水制限が実施されておりましたが、かんがい期は台風や定期的な降雨により、概ね順調な配水を行うことができました。今後とも、公平で円滑な配水管理に努めてまいりますので、組合員の皆様や地元土地改良区の方々のご協力をお願い申し上げます。

また、吉野川北岸用水施設の用水対策、老朽化対策及び耐震化対策を行う「国営吉野川北岸二期土地改良事業」は、令和4年度までに阿波市内の水位調整施設5箇所の更新工事が完了し、突発事故リスクの低下や用水需要に合わせた効率的な配水管理の実現など、事業効果が発現されています。また、令和5年度から大規模地震へ備えるため幹線水路の耐震化対策工事が着手されたところです。これらの工事は非かんがい期に施工していますが、吉野川北岸用水施設は年間を通して通水していることから、工事施工上どうしても通水停止期間が必要となります。組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、長く安心して使える施設となるための工事を実施しておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、様々な活動の再開によりコロナ禍前の日常生活を取り戻しつつあります。

一方で、社会経済活動の回復やロシアによるウクライナ侵攻、円安の影響などの要因から、燃料や原材料価格などが上昇し記録的な物価の高騰を引き起こし、農業の現場にも大きな影響を及ぼしています。特に電気料金の値上げによる揚水機場に係る経費の高騰は受益者にとって大きな負担となり、農業経営が一層厳しい状況となっています。農業水利施設は農業関係者が長年にわたり適正に管理してきた貴重な財産であり、国民の食料を生産するための不可欠な施設であることから、8月に国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会とともに農林水産省等へ、施設の維持管理費用に対する「農家負担軽減のための支援」を提言いたしました。

今後とも、地域の大事な財産である吉野川北岸用水施設の維持管理事業の適正な実施、及び国営吉野川北岸二期土地改良事業の着実な推進に役職員一同しっかりと取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、石川県能登地方は元日に発生した令和6年能登半島地震（M7.6）で甚大な被害に見舞われました。被災地の一日も早い復旧・復興を祈っております。南海トラフ巨大地震（M8～M9クラス）は今後30年以内に発生する確率が70%～80%と推計されています。地震や水害等の自然災害から生命や財産の被害を最小限に抑えるためには、「備え」が重要であり、日常的に災害へ備えていただくようお願い申し上げます。

第52回通常総代会開催

令和6年3月25日に第52回通常総代会が開催されました。提案された議案は次のとおりで、慎重に審議された結果、全議案を原案どおり可決決定いたしました。

- 議案 第1号議案 総代会副議長の補欠選任について
 第2号議案 定款、諸規程の一部改正について
 第3号議案 令和4年度事業報告並びに一般会計、特別会計収支決算及び財産目録の承認について
 第4号議案 令和5年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
 第5号議案 賦課金等に関する事項の承認について
 第6号議案 土地改良事業（維持管理）計画書の変更について
 第7号議案 令和6年度事業計画について
 第8号議案 令和6年度一般会計及び特別会計収支予算について
 第9号議案 維持管理経常賦課金の賦課徴収及び加入金について
 第10号議案 地区除外決済金の徴収について
 第11号議案 役員報酬について
 第12号議案 取引金融機関の指定について
 第13号議案 一時借入金について
 第14号議案 財政調整積立資産の繰替運用について
 第15号議案 役員（理事）の補欠選任について



新役員・新総代紹介



令和5年3月10日、第51回通常総代会において加美一成氏が理事として補欠選任され、その後の令和5年度理事会において、副理事長に選任されました。

また、令和5年10月3日執行の総代補欠選挙において右記の総代が当選しました。

任期は前任者の残任期間（理事：令和7年5月31日まで、総代：令和7年4月30日まで）です。

役職	地区	氏名
副理事長	員外	加美一成
総代	三好市三野町	平尾富生
総代	美馬市美馬町	林克芳
総代	阿波市市場町	福家哲二
総代	阿波市市場町	坂東晃

令和5年度総代視察研修



吉井川農業用水管理所

令和5年11月15日、岡山県備前市にある吉井川下流土地改良区にて総代視察研修を実施しました。

吉井川下流土地改良区は、当土地改良区と同じく維持管理事業を行っていますが、発電事業（水力発電）により安定的な運営資金を確保しており、関係用水組合等との連携を密にしながら配水管理を行っています。平成25年度からは二期事業を実施しており、参加した総代・役員は一段と関心を持って話を伺うことができました。今回の研修成果を今後の事業推進・運営に役立ててまいります。

令和4年度決算

◆一般会計収支決算

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目(款)	決 算 額	科 目(款)	決 算 額
1. 土地改良事業収入	181,499,050	1. 土地改良事業費支出	48,063,777
2. 附 帯 事 業 収 入	705,580	2. 一般管理費支出	75,088,641
3. 基本財産運用収入	10,042	3. 補 助 金 支 出	28,793,000
4. 特定資産運用収入	1,833,016	4. 固定資産取得支出	2,839,200
5. 補 助 金 等 収 入	13,280,000	5. 基本財産積立支出	10,042
6. 雑 収 入	2,759,911	6. 特定資産積立支出	56,958,454
7. 基本財産取崩収入	0	7. 雑 支 出	454,770
8. 特定資産取崩収入	4,000,000	8. 他会計繰出額	0
9. 他会計繰入金	520,857	9. 繰 越 金	16,085,620
10. 繰 越 金	23,685,048	10. 予 備 費	0
計	228,293,504	計	228,293,504

◆発電事業費特別会計収支決算

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目(款)	決 算 額	科 目(款)	決 算 額
1. 発電事業収入	824,164	1. 発電事業費	3,348
2. 特定資産運用収入	38	2. 特定資産積立支出	300,000
3. 雑 収 入	3	3. 他会計繰出額	520,857
4. 特定資産取崩収入	0		
5. 他会計繰入金	0		
計	824,205	計	824,205

◆財産目録

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	48,954,343	(3)その他固定資産	56,817,141
現金及び預金	31,986,215	土地	30,105,877
未収経常賦課金	2,557,510	建物	16,275,623
短期未収金	14,410,618	機械及び装置	381,706
固定資産	2,989,748,803	車両運搬具	2,167,510
(1)基本財産	77,975,542	器具備品等	2,522,945
備荒積立金	77,975,542	長期未収賦課金等	5,163,480
(2)特定資産	2,854,956,120	出資金	200,000
所有土地改良施設	231,136,557	資産合計	3,038,703,146
土地改良施設用地等	38,377,001	流動負債	29,955,591
受託土地改良施設使用収益権	749,763,734	未払金	29,156,823
財政調整積立資産	449,826,636	預り金	798,768
職員退職給付引当積立資産	38,641,008	固定負債	38,641,008
転用決済金積立資産	608,984,984	職員退職給与引当金	38,641,008
施設更新積立資産	722,254,156	負債合計	68,596,599
建物等更新積立資産	13,772,044	正味財産合計	2,970,106,547
建設改良積立資産	2,200,000		

令和6年度予算

(単位：円)

収 入			支 出		
科 目 (款)	一般会計	発電事業費 特別会計	科 目 (款)	一般会計	発電事業費 特別会計
土地改良事業収入	180,100,000		土地改良事業費支出	75,180,000	
附 帯 事 業 収 入	1,010,000		一 般 管 理 費 支 出	82,200,000	
基本財産運用収入	10,000		補 助 金 支 出	29,450,000	
特定資産運用収入	1,880,000	10,000	固定資産取得支出	2,210,000	
補 助 金 等 収 入	14,650,000		基本財産積立支出	10,000	
雑 収 入	2,410,000	10,000	特定資産積立支出	65,730,000	300,000
基本財産取崩収入	10,000		雑 支 出	350,000	
特定資産取崩収入	59,740,000	10,000	他 会 計 繰 出 額	10,000	330,000
他 会 計 繰 入 金	330,000	10,000	繰 越 金	15,080,000	
繰 越 金	15,080,000		予 備 費	5,000,000	
発 電 事 業 収 入		900,000	発 電 事 業 費		310,000
収入合計	275,220,000	940,000	支出合計	275,220,000	940,000

令和5年度 国営吉野川北岸二期土地改良事業 要望活動



後藤田徳島県知事

国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会は、令和5年7月、後藤田徳島県知事に対して「国営事業の早期完成」や「関連事業の推進」に必要な「農業農村整備事業予算の確保」について要望を行いました。また、7月下旬から8月上旬には、中国四国農政局及び農林水産省に対して「着実な事業の推進」と「令和6年度予算の十分な確保」について要望を行いました。

11月には、中国四国農政局と農林水産省に対して「本地区の推進に必要な予算と人員の確保」と「柿原調整池拡張工事の早期着工」などについて要望を行いました。



中国四国農政局 古賀農政局次長



農林水産省 長井農村振興局長

令和5年度 吉野川北岸用水の配水管理について

昨年2月、3月の少雨により早明浦ダムの貯水率が低下し、3月中旬から第1次取水制限が開始されておりましたが、かんがい期前の4月上旬には、降雨によりダム貯水率が平年並みに回復したことで取水制限も解除となりました。6月以降は、大雨や台風などによる吉野川増水のため、取水工に引き寄せられる流木などのゴミの流入を防ぐ目的で池田ダムからの取水量を一時的に減量しましたが、定期的な降雨に恵まれ、1年を通して順調な配水を行うことができました。

一方で、気温の上昇や全国各地での線状降水帯の発生など、気候変動による異常気象を実感する年となりました。今後も異常気象による渇水など配水への影響が心配されますが、当土地改良区としては、適正な配水管理を行うとともに、幹線水路などの施設の点検・巡回や堆積する土砂の排泥操作、除草作業など施設の維持管理に努めてまいります。

また、10月以降の非かんがい期には、国営事業による水路施設の耐震化工事や幹線水路内の調査の際、農業用水の通水停止を複数回行いました。組合員の皆様におかれましては、用水の使用ができなくなるなど、ご不便をおかけしました。ご協力ありがとうございました。

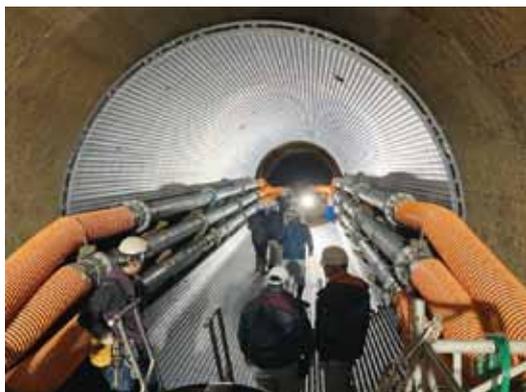


吉野川北岸用水施設の地震に対する備えについて

令和6年1月1日(月)、震度7の「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県能登地方は甚大な被害に見舞われました。現在も復旧作業が行われているところです。

今後30年以内に発生する確率が高い『南海トラフ巨大地震』が起きた場合、全国各地で大きな被害が出ると予想されます。水利施設が被災した場合、営農だけでなく、隣接する道路や民家にまで影響が及ぶ可能性があります。

地震による被害を最小限に止めるため、令和5年度から吉野川北岸二期土地改良事業により幹線水路の耐震化工事が進められています。また、吉野川北岸土地改良区では、平成26年に「土地改良施設のBCP（業務継続計画）」を策定し、地震を想定した実地訓練を継続して行っています。災害時における現場での対応手順や関係機関との連絡体制の確認、必要資機材の整備など大規模災害に備えた準備を今後も行っていきます。



幹線水路の耐震化工事の様子（太刀野1号暗渠）



過去に起きたトラブルを参考とした座学研修（土地改良区事務所）（右）

（独）水資源機構池田総合管理所との緊急時のゲート操作についての合同演習

（池田取水工）（左）



国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施状況について

【令和5年度】

昨年度は、水位調整施設の改修工事などを行ってまいりましたが、今年度より、耐震化工事にも着手し、幹線水路では、太刀野1号暗渠の耐震化工事、支線水路では、金清下支線水路水管橋の耐震化工事を実施しております。加えて、次年度以降実施予定の土成トンネル、大俣暗渠の耐震化のための実施設計等を行いました。



【令和6年度】

令和6年度は、柿原調整池拡張工事、西ノ池揚水機場改修工事等を実施する予定です。

【最後に】

工事実施の際は、長期間の断水を回避するため仮設水路を設置するなどの対応をとっているところですが、通水切替の際は一定期間の断水が必要となります。断水については、組合員の皆様にご不便をおかけしているところですが、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様のご期待にお応えできるよう、事業所職員一丸となり、事業の着実な推進、早期効果発現に向けて努力してまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所
徳島県阿波市阿波町東原173-1 阿波市阿波地域交流センター2階
電話：0883-35-6022

事務局からのお知らせ

《令和6年度賦課金について》

賦課金通知書発行	口座振替日	納入期限
7月22日(月)	8月26日(月)	9月30日(月)

- ・ 賦課金を9月30日までに完納されると奨励金として10%の割引が受けられます。
- ・ 納入期限を過ぎると延滞金が増加され、滞納処分がなされることがあります。必ず納入期限までに納入してください。
- ・ 賦課金は当該年度の4月1日を基準日とし、吉野川北岸土地改良区土地原簿に基いて算出されます。

(次頁に続く)



賦課金の納入は口座振替がおすすめ！

- 金融機関窓口へ支払いに行く手間がなくなるので、平日お仕事でお忙しい方におすすめの納入方法です。納入忘れがなく安心して奨励金による割引を確実に受けられます。
 - 以下の金融機関で口座振替がご利用できます。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。
 - ・徳島県農協 ・阿波銀行 ・徳島大正銀行 ・四国銀行 ・ゆうちょ銀行
 - 事務費削減のため、引落口座の通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。但し、領収書が必要な方には別途発行いたしますので、ご連絡ください。
- ※口座振替をご利用の方は、振替日前までに口座の残高をご確認ください。

通知書類の様式は、ホームページから印刷できます。ご希望の方には郵送いたしますので当改良区へご連絡ください。



こんなときは必ず土地改良区に通知をお願いします

- 1 農地や組合員に異動があったとき → 「組合員資格得喪通知書」の提出
 - ・農地の異動（売買、賃借、交換、贈与） ・住所を変更した
 - ・組合員が亡くなった（相続） ・経営交代した など*



※滞納賦課金は新資格者（土地を取得された方）が負担

農地の異動(売買等)で賦課金の滞納がある土地を取得された場合、土地改良法第42条(権利義務の承継)により新資格者に支払義務が引き継がれます。土地取得の際は、その土地に対する滞納賦課金がないか土地改良区にご確認ください。

- 2 農地を転用するとき→「農地転用等の通知書及び地区除外申請書」の提出
 - ・農地を宅地等に転用される場合には、土地改良区への通知が必要です。また、転用等により土地改良区の地区から除外する場合には決済金が必要になります。
 - ・令和6年度の決済金額は 60,000円/1,000㎡ です。
 - ・公共用地に売渡した場合（道路、水路、河川、建物等）も決済金が必要です。
 - ・事務手続きに関しましては各市町の農業委員会へ委託しておりますのでそちらでお手続きください。
- 3 農地の分合筆、面積の増減等があったとき
 - ・農地の分合筆や錯誤等による面積の増減があったときは、土地改良区へ通知をお願いします。

ご注意ください！

公共機関（法務局・市町村・農業委員会など）や各市町の土地改良区で手続きをしても、吉野川北岸土地改良区へ直接通知がなければ土地原簿の変更ができません。

通知がない場合には、賦課金は変わらずそのまま賦課されますので、十分ご注意ください。



農地転用に伴う意見書及び各種証明書の交付に手数料が必要となります

吉野川北岸土地改良区では、意見書及び各種証明書を無料で交付しておりましたが、**令和6年4月1日申請分**から、次のとおり事務手数料を徴収することとなりました。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

交付書類	単位	手数料
農地転用に伴う意見書	1 件	1,000円
地区外証明書	1 件	1,000円
賦課金納付証明書	1 件	1,000円

よくあるご質問

◇ 維持管理賦課金について

三好市（池田町）の池田ダムから板野町までの幹線水路や約200箇所の付帯施設（分土工、水位調整ゲート等）の維持管理費として、地区内にある農地につき年に一度組合員の方々から納付いただいているものです。（土地改良法第36条）

◇ 吉野川北岸土地改良区と各市町にある土地改良区との違い

吉野川北岸土地改良区：農林水産省から管理委託を受けて、幹線水路や取土工、分土工などの付帯施設の維持管理を行っています。

各市町にある土地改良区：幹線水路から枝分かれした支線水路やポンプ場、各農地の給水栓などの維持管理を行っています。

◇ 吉野川北岸土地改良区に加入した覚えがない

土地改良法第11条により、国営吉野川北岸農業水利事業地区内に農地をお持ちであり、土地改良法第3条に規定されている資格者（農地の所有者または耕作者）を当然加入により組合員とし、平成2年度より賦課を開始しました。

なお、組合員資格に係る権利義務は、組合員の方が亡くなられても子息等の相続人や土地取得者等の新資格者に承継されます。また、売買などにより農地を取得された方にも同様に権利義務が承継されます。（土地改良法第42条第1項）

◇ 組合員は農地の所有者でないといけないの？

土地改良法第3条の規定により、所有者以外にも耕作者が組合員となることが可能です。

◇ 水を使用していなくても賦課金は払わないといけないの？

水道とは違い、水を使う・使わないに関わらず、農業用水が使用できる状態である場合には賦課金をお支払いいただく必要があります。

◇ 耕作できなくなったらどうしたらいいの？

各市町の農業委員会や農地中間管理機構を通じて農地を貸し出すことをお勧めします。

◇ 農地転用の際、何か手続きが必要ですか？

農地転用に伴い、土地改良区の地区除外手続きが必要ですが、当改良区は、池田町から板野町までの吉野川北岸エリアを管轄としており、範囲が広いので地区除外事務手続きを各市町の農業委員会へ委託しています。農地の転用をお考えの方は、各農業委員会にてお手続きをお願いします。

なお、地区除外の際には決済金が必要です。

◇ 決済金とは？

土地改良法第42条第2項(決済の義務)により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括して納入いただくものです。

◇ 滞納処分について

再三の催告にも関わらず賦課金が納入されない場合、対象者に対し地方税の例により滞納処分を行っています。（土地改良法第39条）

滞納処分とは対象者の財産を差押え、滞納金へ充当することです。処分の対象は全ての財産に及びます。

納付についてご相談がある場合は、吉野川北岸土地改良区へお問い合わせください。

体験
experience

池の生き物を調べよう！ in宮川内調整池



令和5年11月11日（土）に、吉野川北岸二期農業水利事業所が地元の子供たちを対象とし、北岸用水にどのような生き物がいるのかを実際に調査しよう！というイベントを阿波市土成町の宮川内調整池で行いました。

宮川内調整池内の水を抜いて、コイやニゴイ、フナなどを捕まえ間近で観察したり、専門スタッフによる生き物の解説が子供たちの興味を惹いていました。天候には恵まれませんでしたが、子供たちの歓声と笑顔が秋を彩りました。参加された皆様、ありがとうございました！

1 池を歩く！ 2 捕えまる！ 3 調べる！



水を抜いた宮川内調整池

長靴を履いて、池の中をジャブジャブ歩きながら生き物を探索中～



でっかい魚捕まえた！

大きなフナをGET！最初は慣れなかった魚も、最後はしっかり手に持つことができました！



専門スタッフの解説

捕まえた生き物の特徴を専門スタッフが丁寧に説明してくれました！大人も真剣に聞き入っていました！

主催：吉野川北岸二期農業水利事業所
協賛：吉野川北岸土地改良区

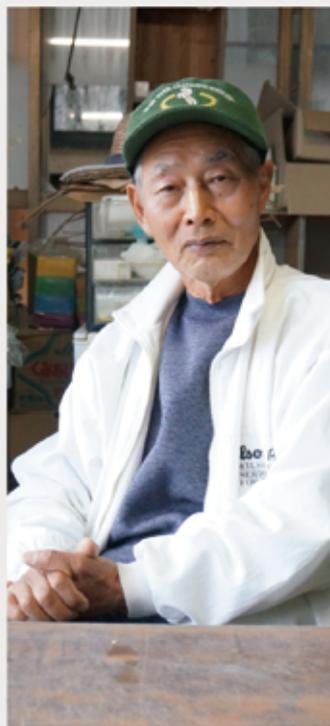
水土里探訪譚 MIDORI TANPO-TAN

～三好市三野町 篠原農園にて～

徳島県西部の三好市三野町で「篠原農園」を開き、多種多様な作物を作っている篠原秋英さんに農業の楽しさや参入するコツなどをインタビューさせていただきました。

～始めたきっかけ～

58歳までは生コン会社に働きながら土日に耕作する、所謂「兼業農家」をしていました。もともと定年後は本格的に農業をしたいと思っていたので、退職後に農園を開きました。開園直後はイチゴから始め、夏場にナスを育て始めました。ナスが軌道に乗ってからは、イチゴハウスを知人に任せ、水稻とナスを中心に農業を行うようになりました。その後、作る野菜や果物の種類も増え、今は現役で仕事をしていたときより充実しています。



野菜を作る。人と繋がる。文化を育む。

～農作物と工夫～

農園には、1.5ヘクタールの水田に20アールの畑、8アールのミカン畑があり、水稻、ナス、ブロッコリーを中心に、菜の花や、イチジク、みかん、柿、白菜、大根、玉ねぎ、もちトウモロコシなど季節に応じた様々な農産物を作っています。主な出荷先は農協ですが、美馬市内のスーパーや三好市内の道の駅にも出荷しており、農協に出荷する際に規格外となるものを産直市で安く販売したりもしています。

安定した収益を上げるため、1つの季節に常に3～4種類の品物を出荷できるように耕作しています。一人で作業するので限られた時間を上手に使うほかありません。例えば、ナスの収穫後、資材はそのままにしてその下にエンドウ豆を蒔くと勝手に蔓が伸びていきます。いい意味で「抜けるところは抜く」。このような小さな積み重ねが大事なかなと思います。あとは、他の方の耕作を参考にしたり、気になったやり方があれば見学に行ったり、声を掛けて教えてもらったり、常にアンテナを張って情報を得るようにしています。

～今後の農業について～



私自身、人生を楽しく過ごしたい、好きな農産物を作りたいという気持ちで農業をしています。今の目標は「みんなが喜ぶもの、美味しいもの、収益が上がるもの」を作ることです。

また、農業をしていく中で人と人とのつながりを強く感じており、地域に何か還元したいという思いで農業の傍ら、地元中学校の農業体験や小学生に「三村用水」など地元農業の歴史を伝える活動も行っています。

活動を通して魅力ある農業が理解され、少しでも関心を持ってもらえればいいかなと思っており、次の世代に伝えていくことが私の使命であると感じています。

篠原 秋英(しのはら あきひで)さん 77歳

篠原農園を経営しつつ、地元の小学校・中学校などを対象とした農業体験や交流会、徳島の武将『三好長慶』に関するイベントに尽力されている。

その他お知らせ

通水停止について

吉野川北岸用水の通水停止にあたっては、市町の広報紙及びケーブルテレビ等により組合員の皆様にできる限り周知するよう努力しておりますが、**非かんがい期（10月11日～翌年4月15日）に北岸用水を利用される方は、あらかじめ申し出いただきますと、通水停止日程等を直接ご連絡させていただきます。**

今後、個別に通水停止の連絡をご希望の方は吉野川北岸土地改良区に申し出ください。

連絡先：吉野川北岸土地改良区 企画管理担当 電話番号：0883-35-5270



吉野川北岸土地改良区設立50周年記念誌

昭和47年12月に設立された当土地改良区は、令和4年で設立50周年を迎え、この度、当土地改良区におけるこれまでの主な事業や運営状況をまとめた『吉野川北岸土地改良区設立50周年記念誌』を発刊することとなりました。ホームページにも掲載しておりますので是非ご覧ください。



吉野川北岸土地改良区 設立50周年



21世紀土地改良区 創造運動

施設見学・出前授業受付中！



池田取水工での施設見学



小学校へのお出前授業

吉野川北岸土地改良区では、「吉野川北岸用水（農業用水）」について理解を深め、水の尊さを学んでもらうことを目的に、施設見学等も随時実施しています。お気軽にご相談ください！

- 令和5年度は、国営吉野川北岸二期土地改良事業により、阿波市では水位調整施設改修工事や幹線水路の調査、三好市三野町では幹線水路の耐震化工事が行われました。当土地改良区といたしましては、関係機関と協力をしながら二期事業を推進していきます。また、土地改良区運営につきましては、今後も事務経費縮減に努め、農家の負担軽減に積極的に取り組むとともに、今年も無事故で維持管理事業に取り組んでまいります。
- 当土地改良区のホームページでは吉野川北岸用水の概要、管理施設等の紹介の他、各種手続きに関する内容を随時更新し、公開しています。是非ご覧ください。アクセスは右に記載のURLまたは「吉野川北岸土地改良区」で検索をお願いします。



水と土ネット

水と土ネット吉野川北岸

吉野川北岸土地改良区

〒771-1706 徳島県阿波市阿波町中坪38番地

TEL (0883)35-5270

FAX (0883)35-5275

ホームページ <http://yoshihoku.jp>

E-mail: info@yoshihoku.jp



水と土と人を結び地域を守る

吉野川北岸用水の通水停止等について

◆施設の機能保全について

北岸用水は、三好市から板野町に及ぶ長大（延長69.2km）な幹線水路で、水路勾配が緩く土砂が溜まりやすい構造です。1年に数回、排泥工、土砂吐の操作をし土砂を取り除いています。

また、老朽化している施設の延命のため、非かんがい期に通水停止等を行い、幹線水路及び調整池の土砂浚渫、機器補修等を行っているほか、国による「吉野川北岸二期土地改良事業」の調査・工事も行われていますので、ご理解、ご協力をお願いします。



◆台風、大雨による通水停止等について

水質保全、土砂流入防止のため、台風、大雨など池田取水口（吉野川）が濁っている時は、やむを得ず池田取水口からの取水を停止するか取水量を減らす場合があります。台風、大雨がおさまった後は、すぐに水が使えない場合がありますが、早急に対処をしていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

隔日給水について

本年も従来どおり4月中旬から5月31日の間は隔日給水を実施します。

裏面を確認してください。



北岸用水からのお願い



- 4月、5月は池田ダムからの取水量が少なく、全域で使用するには不足します。
- ほ場への掛け流しは控えて、湛水したら水を止めてください。
- 北岸用水は補給水です。地区内のため池・河川を優先して利用してください。
- 金曜、土曜、日曜、祝祭日は水の使用が集中しますので極力、平日に代掻き作業等を行ってください。
- 普通期米の代掻き作業等は6月1日以降に実施してください。
- 除草剤散布は配水日程表に従って実施してください。

令和6年度も秋冬期に通水停止を伴う調査・工事等を予定しております。事前に組合員の住所、氏名をご連絡いただきますと、事務局より通水停止日程等を直接ご連絡させていただきます。

通水停止等に関する問い合わせ
吉野川北岸土地改良区 企画管理担当 TEL.0883-35-5270

令和6年度組合別早期米用水配水日程表(4月16日～5月31日)

Aグループ (奇数日) 取水時間：午前5時から午後7時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称					
三好市	池田町	全地区					
	三野町	全地区					
東みよし町		全地区					
美馬市	美馬町	東鍋倉、美馬中央、天神、妙見、郡里					
	脇町	野村、井口、小星、江原、猪尻、江西、宇田					
阿波市	阿波町	長峰、伊沢開拓(下)、東条、伊沢、西原、伊沢東原、柳谷、古養水、東北共同施工					
	市場町	大俣1号、大俣2号、大俣3号、法寺、山路、宇佐、弁天池、原、遠光、蛭子					
	土成町	浦ノ池、大場、松原、神ノ木、中津、井出頭、新ノ池、大木、九頭宇谷、土成中、土成、熊谷、鈴川、大法寺、車谷、矢松、竹ノ花、新居池、一本杉、土成北部、昭和、梶尾、坂尻一本松、御所					
	吉野町	全地区					
取水可能日	月	火	水	木	金	土	日
			4月17日		4月19日		4月21日
		4月23日		4月25日		4月27日	
	4月29日		5月1日		5月3日		5月5日
		5月7日		5月9日		5月11日	
	5月13日		5月15日		5月17日		5月19日
		5月21日		5月23日		5月25日	
	5月27日		5月29日		5月31日		

Bグループ (偶数日) 取水時間：午前5時から午後7時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称					
美馬市	美馬町	田辺、中上、城、中山、里西屋敷、境目、宮前、中筋、竹ノ内、滝下、黒地、重清妙見、平和、川久保、中川、門畑、重清、東重清、荒川、西鍋倉					
	脇町	中岩倉、上ノ原、岩倉、新町、馬木、助松、佐城、上野、北庄					
阿波市	阿波町	名東ノ岡、赤坂、五明、松川内、善地、イクシ、東林、東川原、釜谷、西林、北岡、切戸、医王寺、桜ノ岡、土柱、薬師谷、伊沢開拓(上)、正広、伊沢北部、川久保、三本柳、医王寺揚水、旭、川添、久勝西部、中井西ノ川、別埜池、上池、勝命、下喜来					
	市場町	敷地、窪二俣、上喜来、高西、八坂、金清、千田前、善入寺島、大西、山野上西部、阿波市場、上野段南部、池谷、香美、古田西、北台、西原、末広、新田、喜蓮池、池ノ本、山野上、東原、切幡、新ノ池、大石、姥ヶ谷、大野島、伊月、九頭宇谷					
	土成町	万代、指谷、秋月、中筋、日吉、大畑、山田池、佐古山麓、山王子、前田、西谷、十楽寺、高尾					
吉野川市	川島町	善入寺島					
上板町		全地区					
板野町		全地区					
取水可能日	月	火	水	木	金	土	日
		4月16日		4月18日		4月20日	
	4月22日		4月24日		4月26日		4月28日
		4月30日		5月2日		5月4日	
	5月6日		5月8日		5月10日		5月12日
		5月14日		5月16日		5月18日	
	5月20日		5月22日		5月24日		5月26日
	5月28日		5月30日				

この日程表は早期米の作付けにご利用ください。

※この用紙は、事業の円滑な実施のためすべての組合員の方に送付させていただいております。
広報紙記載の「事務局からのお知らせ」をご覧ください、届出が必要な方のみご返送ください。

組合員資格得喪通知書 記入例

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記入日を記載してください。	令和〇〇年〇〇月〇〇日	死亡の場合は必要なし。
現資格者の住所・氏名をご記入ください。	現資格者 住所 阿波市阿波町中坪34番地4 (現組合員の方) 氏名 水 土 太 郎	<input checked="" type="radio"/>
新資格者の記入欄記載漏れのないようご記入ください。 ※法人の場合は法人名と代表者の氏名及び生年月日も必ず記入してください。	組合員番号 押印してください。 新資格者 郵便番号 〒771-1706 (新組合員の方) 住所 阿波市阿波町中坪38番地 氏名 北 岸 次 郎 生年月日 大正・昭 和 ・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 自治会名 三 共 電話番号 0 8 8 3 - 3 5 - 5 2 7 0	<input checked="" type="radio"/>

吉野川北岸土地改良区理事長 殿

記

1. 資格得喪の対象となる土地

吉野川北岸土地改良区土地原簿のとおり

町名	大字	字	地番	地目	用途	地積	備考
現資格者から新資格者に得喪の対象となる土地を記載してください。							
死亡・相続・贈与等で、現資格者の土地すべての場合は、 「 チェックマークを入れてください 」							

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (該当するものに○印をお願いします。)

該当するものに○印をお願いします。
該当する項目がない場合はその他に記載してください。

死亡 相続 贈与 売買 交換 農業者年金受給 経営移譲
 賃貸借設定 賃貸借解約 利用権設定 その他 ()

(2) 時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記原因となった時期を記載してください。

照 合	確 認	修 正	受 付

この通知書に記載の個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用し、それ以外を目的とした利用は致しません。

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令 和 年 月 日

現資格者 住 所

氏 名

印

組合員番号

新資格者 郵便番号 〒

住 所

氏 名

印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

自治会名

電話番号

吉野川北岸土地改良区理事長 殿

記

1. 資格得喪の対象となる土地

吉野川北岸土地改良区土地原簿のとおり

町 名	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	備 考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因 (該当するものに○印をお願いします。)

死亡 相続 贈与 売買 交換 農業者年金受給 経営移譲

賃貸借設定 賃貸借解約 利用権設定 その他 ()

(2) 時 期 令和 年 月 日

照 合	確 認	修 正	受 付

賦課金口座振替契約をスマホやPCで 簡単にお申込みいただけます！



以下のQRコードまたは吉野川北岸土地改良区ホームページ内のリンクからアクセスしてください！！

QRコード（あわぎん口座振替Web登録サービス）



いつでも申込

24時間365日申込OK！
※システムメンテナンス
時間を除く

簡単手続

印鑑不要！
用紙への記入・提出
が不要！

来店不要

インターネットで
手続き完了！

ご利用手順

お客さま情報入力

ご利用条件を確認の上
必要事項をご入力くだ
さい。

口座情報・本人認証 情報入力

引落口座のカナ氏名、口座
番号、キャッシュカード暗
証番号等で本人確認します。

入力内容確認

入力内容に間違いがないことを
確認したら、申込完了です。
受付完了画面が表示されます。

注意事項

- ・ご利用いただける方
阿波銀行の普通預金（総合口座を含みます）のキャッシュカードをお持ちの個人の方
※お持ちのキャッシュカードの種類やお通帳・キャッシュカード喪失等の理由により、ご利用
いただけない場合がございます。
- ・ご利用可能時間
月曜日：7:00～23:55、火～土曜日：0:05～23:55、日曜日：0:05～21:00
- ・吉野川北岸土地改良区から内容確認のご連絡をさせていただく場合がございます。
- ・賦課金額、口座振替日等のご質問は、下記までお問合せいただきますようお願いいたします。
- ・当サービスからは口座振替契約を解除できませんので、口座振替契約の解除は下記までご連絡
をお願いします。
- ・令和6年度からの変更をご希望の場合、5月末迄にお申込みをお願いします。6月以降のお申
込みの場合は翌年度からの変更になります。

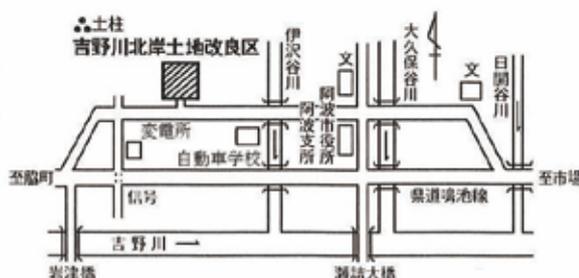
【お問合せ】



水土里ネット吉野川北岸

吉野川北岸土地改良区

〒771-1706 徳島県阿波市阿波町中坪38番地
TEL (0883) 35-5270
FAX (0883) 35-5275
ホームページ <http://yoshihoku.jp>
E-mail: info@yoshihoku.jp



水と土と人をつなぎ地域を守る